

ワクチン・検査パッケージでの対応フロー

※詳細は観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を参照

1. 販売時に明記

(1) 明記すること

- ① 販売の条件（ワクチン接種済であること又は検体採取による検査結果が陰性であること）
- ② 検査結果通知書の記載事項
- ③ 予防接種済証等の写し等の取扱いについて
- ④ 取消料の取扱い
- ⑤ 検査費用について
- ⑥ 確認書類の持参忘れ（後日の提出は認められないこと）
- ⑦ 検査結果の活用（移動前の検査等の推奨）

(2) 旅行者の同意

- ① 利用条件
- ② 当日の確認
- ③ 感染対策
- ④ 旅行前からの感染対策

2. 販売後～旅行開始日宿泊当日

①本人確認	・ 予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合は当日行う。また、予防接種済証等又は検査結果通知書の当日確認を実施する場合は併せて行う。 ・ 身分証明書等により、氏名・住所（県内又は隣接県か）を確認する。
②予防接種済証等 又は検査結果通知書の確認	・ 確認時、待ち時間に密にならないよう配慮する。 ・ 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。 ・ 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。 ・ 添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。
③予防接種済証等で確認する場合	・ 本人であること（身分証明書等により確認） ・ 3回目の接種年月日（3回目の接種日から割引等を受けられる） ・ （予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回分のシールが貼られていることを確認） ※鳥取県在住者のみ2回目の接種日から14日以上経過していることで可
④検査結果通知書で確認する場合	・ 本人であること（身分証明書等により確認） ・ 検査結果（陰性であることを確認） ・ 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。） ・ 検査方法（PCR 検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

3. 条件を満たさない場合の運用

(1) 検査結果が陽性の場合

- ① 医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ② 同行者が陽性者であり、当人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

(2) (1) 以外で条件を満たさない場合

- ① 旅行業者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）
- ② 上記の抗原定性検査の実施が難しい場合
⇒ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
⇒宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。